

もその物に對して意見を述べ、一銭の争ひもやれぬと示す。

初回は五元以上の差違を起すに付出来ず、断乎とせざるを得ず、一と云ふは、労働者の為、この採取魔吉原皮三を徹底的に粉碎してストライキを遂行せしめ、

一萬利貸吉原を多々、そのわけは

とて公衆の敵となり、又直接、初回は三万円のストライキを起させ、人同様に、この五万円の資本も採り工場を経営する社長吉原皮三なり、彼は田舎の金持ちの小金を備へて、採り工場は、採り工場の相違も土地を差押せ、金も財産を起るといふ、義理も人情もなし、非人な、合意も高利貸を、何人か、労働者、小商人と決り合せて、また、人を得、採り工場の重役になり、従業員を雇使して、年中監禁と即ちする事、又元の金は、採り工場の下に入らず、モラカ、不景氣になるといふまで、労働者をこき使ひ、採り工場、今日まで採り工場、採り工場を出さず、採り工場の一入りの事。

この鬼が、採り工場、採り工場三を、この採り工場から叩き出し、下す。

康文社争議圓本部
東京市秋葉原労働組合
牛込区上野五十八

5.9.8
1659

労組第三〇一二部

昭和五年九月四日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏

社会局長 長官

各廳府縣 長官 (抄送有共)

康文社印刷所労働争議ニ關スル件 (第二紙)

要旨ハ労働争議ニ關シテ解決ヲ要望シ殊ニ工場主ノ態度ニ変化

高橋宗良三三切ヲ委任セリ 近日中解決ノ見込

標記工場労働争議前後ノ状況左記ノ通り